

○藤井寺市保健福祉計画推進協議会いきいき長寿部会について

1 「藤井寺市保健福祉計画推進協議会設置規則」第7条により、3年ごとに藤井寺市介護保険事業計画を策定するに当たり、幅広い関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、藤井寺市保健福祉計画推進協議会いきいき長寿部会（以下「部会」という。）にて審議します。
(別添「藤井寺市保健福祉計画推進協議会設置規則」参照)

2 部会の進め方 「第10期藤井寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に当たり、関係者及び市民の意見を反映させるため、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、被保険者及び市職員で部会を組織し、事項の検討を行い、その結果を市長に報告します。部会については、令和7年11月から令和9年3月にかけて開催するものとし、全5回を予定しています。

スケジュール（予定）

| 日程（予定） | 主な内容（予定） | |
|----------|-----------|--|
| 令和7年11月 | 第1回部会 | 調査票の検討 |
| 令和8年3月頃 | 第2回部会 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果報告 在宅介護実態調査の結果報告 |
| 令和8年6月頃 | 第3回部会 | 計画骨子（案）の提示 |
| 令和8年11月頃 | 第4回部会 | 計画（案）の提示 |
| 令和8年12月頃 | パブリックコメント | 市民からの意見聴取 |
| 令和9年2月頃 | 第5回部会 | 計画（案）のまとめ |
| | 市長へ報告 | 委員会から市長へ計画（案）の報告 |
| 令和9年3月頃 | 計画書の決定 | 市で計画書の決定 |
| | 市議会へ報告 | |

○藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則

平成25年3月29日規則第29号改正

平成28年12月28日規則第111号

平成30年6月26日規則第23号

令和2年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、藤井寺市保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉施策推進のための意見集約
- (2) 保健福祉施策に関する調査研究
- (3) 保健福祉施策の実施に当たっての助言
- (4) 保健福祉計画策定に当たっての市長からの諮問の審議及び報告
- (5) その他保健福祉施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健福祉関係団体を代表する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、施策の検討、供給サービス、事例研究等事務及び各種行政計画の審議を分掌する。
- 3 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 4 部会には部会長を置き、正副会長が分担し部会を総理する。
- 5 その他部会の会議に関する事項は、前条の規定を準用する。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

- 2 部会の庶務は、部会を主宰する担当課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に委員である者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成28年12月28日規則第111号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月26日規則第23号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。